

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	いなべ市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（抜粋）	……………	高校教育チーム	1頁
	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（抜粋）	………	文化財保護チーム	1頁

### お 知 ら せ

平成15年10月15日付け三重県公報号外により公布されました、いなべ市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例（三重県条例第42号）、三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（三重県条例第43号）について、教育委員会関係分をお知らせします。

（教育委員会関係分抜粋）

いなべ市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布します。

平成十五年十月十五日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第四十二号

いなべ市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

（略）

（三重県立高等学校条例の一部改正）

第二条 三重県立高等学校条例（昭和三十九年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一 三重県立いなべ総合学園高等学校の項中「員弁郡員弁町」を「いなべ市」に改める。

（略）

附 則

この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。

（教育委員会関係分抜粋（別表第三十五号））

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十五年十月十五日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第四十三号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

（略）

別表第二第二十八号の項中「員弁町」を削り、同表第三十一号の項中「及び鈴鹿市」を「鈴鹿市及びいなべ市」に改め、同表第三十五号の項中「（昭和三十一年三重県条例第七十二号）」を削り、「各市」の下に「（いなべ市を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年十二月一日から施行する。ただし、別表第二に第二号の二の項、第七号の二の項及び第七号の三の項を加える改正規定並びに附則第四項の規定は、平成十五年十一月一日から施行する。  
(略)

発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社